

新城市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自動車を使用する高齢者に対し、当該自動車に安全運転支援装置を設置する経費の一部を補助することにより、運転能力等が低下した高齢者の自動車の運転による交通事故を防止し、もって、交通安全対策の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全運転支援装置 自動車の購入後又は自動車の購入と同時に設置するものであって、国土交通省の性能認定を受けた自動車の運転に係るペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する装置又はペダルの踏み間違いを防止する装置をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (3) 後付け装置取扱事業者 安全運転支援装置を取り扱う事業者で、経済産業省が定めた「安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付要綱」に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが取扱事業者として認定し、かつ愛知県内に店舗等を有する事業者をいう。
- (4) 店舗等 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 原則として、後付け装置取扱事業者又は後付け装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの。
 - イ 後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、住民基本台帳に記録されている者であること。

- (2) 第6条第1項の規定により補助金の交付を申請する年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）において、満65歳以上であること。
- (3) 有効期限の範囲内の自動車運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証をいう。）を所有していること。
- (4) 市税及び自動車税を滞納していないこと。
- (5) 安全運転支援装置を設置する自動車の自動車検査証に記載されている使用者であること。
- (6) 転売等を目的として安全運転支援装置を設置しないこと。
- (7) 安全運転支援装置を設置する自動車を個人の用途に供すること。
- (8) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 後付け装置取扱事業者の店舗等において安全運転支援装置を設置し、当該装置の機能及び適切な使用方法について、後付け装置取扱事業者からその説明を受けていること。
- (10) 第5条第1項に規定する補助対象経費と同一の経費に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (11) 安全運転支援装置の設置後に発生した事故又は車両の故障について、新城市及び愛知県が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- (12) 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。
 - イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、又は自動車運転免許を返納したとき。
 - ウ その他市長が認めるとき。
- (13) 前各号の要件に反することが補助金交付後に判明した場合は、市に対して補助金を返還することについて了承すること。
(補助金の交付対象となる自動車)

第4条 交付対象者が使用する自動車は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 安全運転支援装置を設置することが可能であること。
 - (2) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたものであること。
 - (3) 安全運転支援装置を設置した自動車が、設置後も道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合すること。
- （補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助基準額	安全運転支援装置の種類	限度額
安全運転支援装置の購入及び設置に要した費用のうち交付対象者が支払った費用	補助対象経費に5分の4を乗じて得た額	障害物検知機能付き急発進等抑制装置等	32,000円
		急発進等抑制装置（障害物検知機能なし）	16,000円

- 2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。
 - 3 第1項に規定する額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
 - 4 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。
- （交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、申請年度の3月1日までに、新城市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、当該申請書の提出期限を延長することができる。

- (1) 安全運転支援装置を販売及び設置した店舗等が発行した領収書の写し
- (2) 安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2）
- (3) 交付対象者の自動車運転免許証の写し
- (4) 補助金の交付の対象となる自動車の自動車検査証の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、予算の範囲内で前項の規定による申請の受付をするものとする。この場

合において、申請の受付は、毎年度先着順とし、市長は、予算の額を超える申請があった場合には、年度内であっても当該申請の受付をしないことができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、新城市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3)により前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに新城市高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金請求書(様式第4)により、市長に対し、当該補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適切でないとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。